

成年年齢引下げに関する 若年者への消費者教育の取組について

令和5年2月10日

消費者庁消費者教育推進課

成年年齢引下げに関する若年者への消費者教育

- 関係4省庁（消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁）が連携して
2018年2月～ 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム
2021年3月～ 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン
に基づき若年者への消費者教育の取組を推進し、一定の成果。

＜高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育（授業）の実施率＞

2018年度：38% ➡ 2019年度：67% ➡ 2020年度：86% ➡ 2021年度：**91%**

国公立：98%
私立：75%
特別支援学校：88%

＜消費者教育コーディネーターの配置都道府県数＞

2018年4月：19 ➡ 2019年4月：26 ➡ 2020年4月：34 ➡ 2021年4月：40

- 2022年1月には、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための施策が取りまとめられた。若年者の消費者被害の防止等のため、関係省庁が所管の取組を着実に進めるよう、総理から指示。



成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針
－消費者教育の実践・定着プラン－

（2022年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針

－消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。

※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な 環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知
広報
- 若年者が相談しやすい体制整備
及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人
への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

「社会への扉」等を活用した消費者教育出前講座（講師派遣）

消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」等を活用し、消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等を学校に派遣し、実践的な消費者教育講座を実施。

令和4年度消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」

～2022年4月「18歳から大人」～

消費者教育出前講座の講師を派遣します！

消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材等を活用し、消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等が、実践的な消費者教育講座を実施します。

■派遣対象：
私立高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）
私立中等教育学校、中学校、大学

■開催費用：無料

■講座時間：20分～1時間程度（応相談）

■開催方法：

- ①リアル講座
講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。
- ②オンライン講座（同時双方向型）
オンラインシステム等を使用し、講師が遠隔で講座を実施します。
- ③オンデマンド講座（非同期型）
専用サイトまたは学校の遠隔学習システムに用意した講師による講義を、生徒がパソコン、タブレット、スマートフォンから受講します。一定期間、いつでも、どこでも受講可能です。

■お申込方法：
「お申込シート」に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXでお申込みください。
※「お申込シート」は（公社）全国消費生活相談員協会ホームページより入手ください。

メールアドレス wakamonodema@zenso.or.jp
FAX 03-5614-0743

・学校の状況や設備に応じて開催方法や講座の内容は柔軟に対応いたします。適宜ご相談ください。
・講座は消費者庁作成の教材に準拠したパワーポイントを通常使います。
・学校現場の実情に応じたトラブル事例等講座の内容についてご希望があれば、ご連絡ください。

《本件お問合せ先》（公社）全国消費生活相談員協会（全相協）
消費者庁消費者教育出前講座担当 TEL:03-5614-0543
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

本事業については、全相協HPでもご案内しています。




＜出前講座の活用例＞

- ・HR時に、全校生徒にオンライン視聴
- ・社会科(公民)・家庭科等の授業の途中で視聴
- ・自習時間ができた場合に活用（オンデマンド）
- ・コロナ禍の自宅学習教材に活用（オンデマンド）



～令和4年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～

リアル講座 オンライン講座 オンデマンド講

私立高等学校へ
消費者教育出前講座の講師を派遣します

★18歳で大人になります★
未成年者取消権が行使できなくなった成人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。

来月もう大人！ わたしは来年

18歳になると、親権者の承諾なしで契約できます。例えば…

- ★スマートフォン
- ★車・バイク
- ★賃貸アパート
- ★クレジットカード

ネットを利用した消費者トラブル増加

こんなトラブルが起っています！



1回のもりが定期購入 4万円の請求払えない！
稼げないし、友人も失った！（マルチ商法）
クレジットの手数料が分からない！

事前の知識があれば、トラブルを回避できます
講師が契約についてわかりやすく、コンパクトにご説明します

画面を御覧ください！

～令和4年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～
中学校へ消費者教育出前講座をお届けします

無料 コンパクトに契約について学べる！
15分 de 中学生も消費者

★18歳で大人になります★
まだ先のこと？ オンラインゲームやキャッシュレス決済など、消費生活が急速に変化する今、発達段階に応じた自立した消費者への学習が求められています。

「中学生も消費者」5つのポイント
が15分でわかる！

活用例 HR時に、全校生徒にオンライン視聴
社会科・家庭科等の授業の途中で視聴
学習時間ができた場合に活用（オンデマンド）
コロナ禍の自宅学習教材に活用（オンデマンド）
※各講座にアンケート（参加者）にご協力をお願いします。

オンライン講座
オンデマンドが人気
リアル講座もあります

未成年者取消権
契約の基本
クーリング・オフ
悪質商法
ネットトラブルに注意
消費生活センター188

画面を御覧ください！

事業者等における若年者向け消費者教育の推進

事業者において特に若年の従業員（新人等）を対象とする研修に、消費者教育の内容を導入することを目指し、企業へのヒアリング等により、効果的な研修手法を調査した上で、事業者内若手従業員研修向けプログラムを開発。

事業者に対するヒアリング

複数の規模・業種の企業に対し、新人研修に消費者教育を導入することの意向やニーズ等についてヒアリングを実施

検討会の開催と試行研修の実施

検討会を開催して検討を行い、試行研修を実施

研修プログラムの開発

検討会等の意見を踏まえ、新入社員向け研修プログラムを開発
(研修用スライド、動画、講師用指導ガイド、研修説明資料等)



- 1  消費者トラブルの対応
 - 2  持続可能な社会の形成
 - 3  商品安全
 - 4  生活を支えるお金
 - 5  インターネット取引

令和4年度消費者月間

消費者月間とは

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことからその施行20周年を機に、**昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定し、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施**

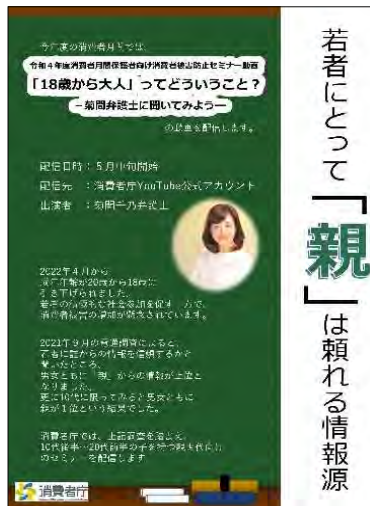
あわせて、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々への「消費者支援功労者表彰」を実施

令和4年度統一テーマ

考えよう！大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～

保護者向け消費者被害防止セミナー (5月に配信)

- ・保護者向け
- ・菊間千乃弁護士出演
- ・消費者庁YouTubeチャンネルにて配信



消費者月間シンポジウム (5月20日(金))

- 成年年齢引下げに関連した消費者庁の動き
- ・保護者向けセミナー動画ダイジェスト版視聴
- ・講演とテーマ別分科会(①取引のデジタル化、②緊急時対応、③エシカル消費)



令和4年度消費者月間ポスター
(ポスターデザインコンテストにて決定)

保護者向けセミナー動画の配信

今年度の消費者月間では、
令和4年度消費者月間保護者向け消費者被害防止セミナー動画
「18歳から大人」ってどういうこと？
ー 菊間弁護士に聞いてみようー
の動画を配信します。

配信日時：5月中旬開始
配信先：消費者庁YouTube公式アカウント
出演者：菊間千乃弁護士



2022年4月から
成年年齢が20歳から18歳に
引き下げられました。
若者の積極的な社会参加を促す一方で、
消費者被害の増加が懸念されています。

2021年9月の電通調査によると、
若者に誰からの情報を信頼するかと
聞いたところ、
男女ともに「親」からの情報が上位と
なりました。
更に10代に限ってみると男女ともに
親が1位という結果でした。

消費者庁では、上記調査を踏まえ、
10代後半～20代前半の子を持つ親世代向け
のセミナーを配信します。



若者にとって
「**親**」
は頼れる情報源

菊間千乃弁護士に御参加いただき、10代後半～20代前半の子を持つ親世代向けに「成年年齢引下げにかかる若者の消費者トラブル」について理解を深めることを目的とした「「18歳から大人」ってどういうこと？ー 菊間弁護士に聞いてみようー」のセミナー動画を配信。

■ 主な内容：

1. 「成年年齢引下げ」ってそもそもどういうこと？
2. 懸念される新成人の消費者トラブル
(儲け話、美容医療、定期購入)
3. もしトラブルに巻き込まれたら
(クーリング・オフ、不当な勧誘により締結した契約に対する取消権)
4. 正しい知識に基づく日頃からの注意が一番の対策



ダイジェスト
(約11分)



フルバージョン
(約34分)

SNSを活用した情報発信等

「18歳から大人」Twitterアカウント



LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」



消費者ホットライン188の周知広報

消費者庁

1. 政府広報テレビ

- 番組名: サキドリ情報便!
- 放送日時: 1月6日(金) 18:30~19:00(BSテレ東)

2. 政府広報ラジオ

- 番組名: 青木源太・足立梨花 Sunday Collection
- 放送日時: 2月5日(日) 7:30~7:55(TOKYO FM)

3. 委託広報

- 広報対象: 主に高齢者・若者を対象、188認知度が低い地域で集中広報 ※消費者庁HPで全国にも活用
- 媒体等: 地元出身の有名声優によるコンテンツ・イベント、県センター・県内高校協力
- 出演者: 安済知佳氏(声優、北陸出身)、帆世雄一氏(声優、静岡出身)、静岡県センター・寺本浩子所長 等

テレビCM

静岡

1月20日(金)
~31日(火)

※静岡・富山で放映

富山

ウェブCM

1月20日(金)
~2月10日(金)

※東海・北陸エリアで配信

1日センター所長・街頭啓発

1月24日(火)

※静岡中部県民生活センター

1月26日(木)

※富山県消費生活センター

高校校内放送・出前講座

1月25日(水)

※私立静岡英和女学院高等学校

1月26日(木)

※県立 滑川高等学校



(備考)・『靈感商法検討会報告書』(2022年10月17日)「消費者被害の未然防止及び解決の促進を図るためには、被害情報を迅速に公表すること、さらに消費生活センターの存在の周知を強化することが重要である。」

・『旧統一教会関係省庁連絡会議取りまとめ』(2022年11月10日)「SNSなどを活用し、消費生活センター等の存在を周知するとともに、必要な注意喚起等を行うとともに、「消費者力」を高めることや、個別のトラブルの手口や対処法に関する教材を充実し、出前講座において普及啓発を図るなど幅広い世代に対する被害の未然防止のための消費者教育の充実・強化に取り組む。」

消費者教育に関する情報を
検索できます！

教材を探す

消費者教育に関する教材を検索できます。

取組事例を見る

教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーター等の各種取組事例をご紹介します。

講師を探す（団体情報バンク）

職員等を講師として派遣する活動をしている団体をご紹介します。学校や地域の団体、サークル等で学習会や研修会への講師をお探しの方はご活用ください。

注意喚起チラシを探す

国や地方公共団体、各種団体が発行している注意喚起用のチラシをご紹介します。消費者トラブルの未然防止、拡大防止にお役立てください。



情報の「再検索」が
しやすくなりました！

情報の掲載、更新、修正が
しやすくなりました！
(別途ユーザー登録が必要です)

消費者教育に関する情報を
掲載できます！ (※)

(※) 別途ユーザー登録が必要です

教材等の掲載

消費者教育に関する教材情報や団体情報、注意喚起チラシを掲載していただけます。

教材等の修正、更新

直接、ご自分の登録済情報の修正や更新をしていただけます。

幅広い内容の取組事例の報告が掲載可能

取組事例として、教材を活用した講座や、消費者向けの啓発イベントなど、消費者教育に関する幅広い内容の報告を柔軟に掲載いただけます。

消費者教育ポータルサイト

当サイトについて 教材を探す 取組事例を見る 講師を探す 注意喚起チラシを探す

「消費者教育ポータルサイト」は、
消費者教育に関する
さまざまな情報を共有し、
みんなで育てていく
サイトです。



※規約 ※消費者市民社会 ※インターネット ※消費者トラブル ※クーリング・オフ